

平成21年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について（概要）

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関法」という。）、及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等法」という。）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について調査し、その概要を公表することとされています。

今般、平成21年度におけるそれぞれの法の施行の状況について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・ 行政機関法の報告対象である国の行政機関（41機関）
- ・ 独立行政法人等法の報告対象である独立行政法人等（201機関）

○ 対象期間

平成21年4月1日から22年3月31日までの状況について、平成22年3月31日現在で調査

記

1 開示請求の件数

平成21年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では72,390件、独立行政法人等では3,509件となっている。

（単位：件）

	行政機関	独立行政法人等
平成21年度	72,390	3,509
(参考)平成20年度	76,870	3,697

〔参考〕開示請求件数の機関別内訳

（単位：件）

行政機関	平成20年度	平成21年度	独立行政法人等	平成20年度	平成21年度
法務省	37,229	31,515	国民生活センター	958	1,089
厚生労働省	11,719	12,865	医薬品医療機器総合機構	363	567
国土交通省	8,913	12,316	国立病院機構	409	214
国税庁	3,601	3,007	都市再生機構	333	185
人事院	1,788	2,284	大阪大学	174	127
その他	13,620	10,403	その他	1,460	1,327
計	76,870	72,390	計	3,697	3,509

2 開示決定等の件数

平成21年度には、行政機関では、62,916件の決定がされ、このうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが24,104件（38.3%）、一部を開示する決定がされたものが36,797件（58.5%）、不開示の決定がされたものが2,015件（3.2%）となっている。

また、独立行政法人等では、3,252件の決定がされ、このうち、開示請求に係る法人文書について全部を開示する決定がされたものが1,598件（49.1%）、一部を開示する決定がされたものが1,326件（40.8%）、不開示の決定がされたものが328件（10.1%）となっている。

（単位：件、%）

	行政機関				独立行政法人等			
	計	うち全部を開示する決定	うち一部を開示する決定	うち不開示の決定	計	うち全部を開示する決定	うち一部を開示する決定	うち不開示の決定
平成21年度	62,916	24,104 (38.3)	36,797 (58.5)	2,015 (3.2)	3,252	1,598 (49.1)	1,326 (40.8)	328 (10.1)
(参考)平成20年度	68,620	24,026 (35.0)	42,083 (61.3)	2,511 (3.7)	3,440	1,329 (38.6)	1,592 (46.3)	519 (15.1)

3 開示決定等の期限の設定・遵守状況

開示決定等の期限については、原則として、開示請求のあった日から30日以内に行ななければならないとされており（各法第10条第1項）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができる（各法第10条第2項）。

また、開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、「相当の期間」（期限を開示請求者に通知）内に開示決定等をすれば足りるとする期限の特例が設けられている（各法第11条）。

平成21年度にされた開示決定等の期限の設定・遵守状況は以下のとおり。

（単位：件、%）

	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの		法第11条による特例規定を適用したもの		
		期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	
行政機関	平成21年度	62,916 (100)	55,467 (88.2)	9 (0.0)	5,347 (8.5)	4 (0.0)	2,088 (3.3)	1 (0.0)
	(参考)平成20年度	68,620 (100)	61,712 (89.9)	53 (0.1)	4,262 (6.2)	6 (0.0)	2,356 (3.4)	231 (0.3)
独立行政法人等	平成21年度	3,252 (100)	2,812 (86.5)	5 (0.2)	378 (11.6)	5 (0.2)	52 (1.6)	0 (0)
	(参考)平成20年度	3,440 (100)	3,006 (87.4)	23 (0.7)	267 (7.8)	2 (0.1)	25 (0.7)	117 (3.4)

[参考] 期限までに開示決定等がされなかったもの（機関別内訳）

(単位：件)

		30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	第11条を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
行政機関	内閣府	0	0	1
	外務省	1	0	0
	財務省	0	1	0
	文化庁	2	0	0
	厚生労働省	5	0	0
	国土交通省	0	1	0
	環境省	1	2	0
	計	9	4	1
独立行政法人等	医薬品医療機器総合機構	0	2	0
	国際交流基金	0	3	0
	国立病院機構	1	0	0
	山形大学	4	0	0
計	5	5	0	

4 不開示としたものの理由

不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、行政機関では、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるもののいずれの理由においても前年度に比べ減少している。

(単位：件)

	行政機関				独立行政法人等			
	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他	不開示情報に該当	法人文書の不存在	存否応答拒否	その他
平成21年度	38,532	2,095	201	125	1,476	310	23	8
(参考) 平成20年度	43,028	2,549	226	226	1,763	520	12	52

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、上記2の表の「うち一部を開示する決定」の件数と「うち不開示の決定」の件数の合計とは一致しない。

5 不服申立て

(1) 不服申立て件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、行政機関の長（行政機関法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成21年度にされた不服申立ての件数は、行政機関、独立行政法人等のいずれも前年度に比べ減少している。

(単位：件)

	行政機関	独立行政法人等
平成21年度	739	75
(参考) 平成20年度	851	109

(2) 処理日数

① 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

平成21年度に裁決・決定を行った事案について、不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9月以内	9月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
行政機関	823	36 (4.4)	91 (11.1)	142 (17.3)	127 (15.4)	232 (28.2)	195 (23.7)
(参考) 平成20年度	679	75 (11.0)	115 (16.9)	146 (21.5)	93 (13.7)	154 (22.7)	96 (14.1)
独立行政法人等	62	2 (3.2)	10 (16.1)	4 (6.5)	7 (11.3)	33 (53.2)	6 (9.7)
(参考) 平成20年度	165	20 (12.1)	23 (13.9)	32 (19.4)	24 (14.5)	57 (34.5)	9 (5.5)

② 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月3日に各府省申合せを行い、審査会への諮問については、特段の事情のない限り、不服申立てを受けてから90日以内に行うこととした。

平成21年度に審査会に諮問した事案について、不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	598	75 (12.5)	375 (62.7)	148 (24.7)
(参考) 平成20年度	802	132 (16.5)	436 (54.4)	234 (29.2)
独立行政法人等	78	32 (41.0)	41 (52.6)	5 (6.4)
(参考) 平成20年度	85	30 (35.3)	47 (55.3)	8 (9.4)

〔参考〕 90日超事案の機関別内訳

行政機関	件数	独立行政法人等	件数
国家公安委員会	2	科学技術振興機構	2
警察庁	2	東北大学	1
法務省	9	東京大学	2
外務省	12	計	5
厚生労働省	93		
国土交通省	25		
防衛省	5		
計	148		

③ 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

上記②で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決・決定についても、特段の事情のない限り、60日以内に行うこととした。

審査会の答申を受けて平成21年度に裁決・決定をした事案について、答申を受けてから裁決・決定するまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 60日以内	60日超
行政機関	735	416 (56.6)	239 (32.5)	80 (10.9)
(参考) 平成20年度	615	418 (68.0)	116 (18.9)	81 (13.2)
独立行政法人等	48	33 (68.8)	13 (27.1)	2 (4.2)
(参考) 平成20年度	151	115 (76.2)	32 (21.2)	4 (2.6)

[参考] 60日超事案の機関別内訳

行政機関	件数	独立行政法人等	件数
国家公安委員会	1	医薬品医療機器総合機構	2
警察庁	3	計	2
総務省	1		
法務省	11		
外務省	7		
厚生労働省	46		
社会保険庁	3		
防衛省	7		
会計検査院	1		
計	80		

(3) 審査会における諮問・答申状況

審査会で平成21年度に新たに諮問を受けた件数及び答申を行った件数を前年度と比べると、行政機関の諮問件数は減少しており、答申件数は増加している。また、独立行政法人等の諮問件数及び答申件数はそれぞれ減少している。

(単位：件)

	行政機関		独立行政法人等	
	諮問件数	答申件数	諮問件数	答申件数
平成21年度	574	666	57	54
(参考)平成20年度	748	592	83	92

(注) 諮問庁（行政機関の長又は独立行政法人等）が受け付けた不服申立てについては、複数の申立てをまとめて諮問しているものがあるため、上記5（2）②の表の「計」欄の件数と本表の「諮問件数」欄の件数とは一致しない。

6 訴訟（新規提訴件数）

平成21年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟は、行政機関で14件、独立行政法人等で1件となっている。

(単位：件)

	行政機関	独立行政法人等
平成21年度	14	1
(参考)平成20年度	16	4